

令和5年1月16日

ひので斎場使用者
葬儀業者各位

秋川流域斎場組合事務局

新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬について(1月16日付変更)

秋川流域斎場組合「ひので斎場」では、国からの「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」改正に伴い、新型コロナウイルスにより亡くなられた方の火葬について当ガイドラインを参考に制限内容を一部変更させていただきます。

新型コロナウイルスの感染状況は依然予断を許さない状況です。感染症対策と安全管理を継続するため、当組合ではガイドラインとは異なる制限がございますが引き続きご協力をお願いいたします。

- 火葬の申込みができるのは、お亡くなりになった方、または2親等以内の申請者が組織市町村住民（あきる野、日の出、奥多摩、檜原）である場合といたします。
- 予約の際には必ず「新型コロナウイルスによる火葬」とご連絡ください。状況の聞き取りをさせていただきます。
- 予約枠は一般火葬と同様の時間帯で先着順に受け付けます。ただし、一日の最大受入れ件数は午前1件、午後1件の2件までとします。
- 遺族による待合室の利用、収骨は可能ですが、来場の際は少人数とし、濃厚接触者等感染リスクの高い方の来場はご遠慮ください。
- ガイドラインに示された「適切な感染症対策」を実施していれば非透過性納体袋への収容は不要です。それ以外の場合は納体袋に収容して表面を消毒して棺に納めてください。
- 棺に入れる花等は必ず事前に棺に納めて搬送してください。
- 火葬場到着後、棺を開けることはできません。(小窓は可能)
- 安全管理の為、霊安室・式場利用はできません。
- 火葬従事者は通常時より安全対策を施した対応となります。

※制限期間については「当面の間」とします。

※●は従前からの変更点です。

※この取扱いについては、状況変化により変更する場合がありますのでご了承ください